

保護者の方へ

江東区立第三大島小学校

校長 浦野 佳代子

登校許可報告書について

平素より学校運営・学校保健にご協力をいただき、ありがとうございます。

今回、学校保健安全法第19条に基づき、お子様が出席停止となりました。治癒後、医師の許可がございましたら、登校の際、下記報告書を保護者の方がご記入をされ、学校へご提出ください。(医師の診断書は必要ありません。)

記

《登校許可報告書》

____年 ____組 氏名 _____

出席停止期間 ____月 ____日 ~ ____月 ____日

保護者名 _____

受診医療機関名 _____

該当する病名の欄に○をつけてください。

第2種	出席停止の期間の基準 等
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ()型	発症した(発熱した日の翌日を1日とする)後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	

第3種	出席停止期間の基準 等	
	病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症
ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑(りんご病)
ヘルパンギーナ	マイコプラズマ感染症	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)
その他 感染症名()		